

# 関釜裁判ニュース

1995. 6. 3 2001

第10号

釜山「従軍慰安婦」女子勤労挺身隊、公式謝罪等請求事件戦後責任を問う関釜裁判を支援する会  
代表 松岡澄子・入江清弘

郵便振替 福岡4-47678  
(関釜裁判を支援する会)

関釜裁判とは、一九九二年十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求めて、国を相手に提起した裁判である。

戦後補償を求めめる運動の高揚で

## 「民間基金」の白紙撤回を！

松岡 澄子

敗戦後五十年を迎える今年、国会での「不戦・謝罪決議」に顕著なように歴史認識を巡る攻防が熾烈であり、与野党間で政争の具になっている現実です。と同時に、村山政権が戦後処理の象徴として掲げ、日本軍「慰安婦」問題の解決を目指して打ち出した「民間基金」構想が国内外の批判にさらされ、実施受け入れ機関等の困難さもあって四月の募金スタートの予定が延び延びになり、実施に黄信号すら点灯し始めています。

関釜裁判を支援する会は、被害当事者である元「慰安婦」の方々の強い反対の意志を尊重して、見舞金は名譽の回復を求めている彼女たちを再び傷つけるものであり、

政府が国家責任を放棄するものであるとの立場から「民間基金」反対の運動をしてきました。昨年九月四日の福岡市天神周辺でのデモを皮切りに、山場を迎えている今、広く市民に「民間基金」の本質を理解してもらおうための街頭キャンペーンを行ってききました。

### 福岡で

四月二三日、天神岩田屋前で「政府主導の『民間基金』には反対です」と道行く市民にアピールする街頭行動を行いました。街はまさにオウムのような真ただ中。何事かと興味を寄せる市民は、「民間基金に反対します。あなたの善意が当事者を傷つけ



下関市内でのデモ(5月15日)

るとしたら」の横断幕、毎日新聞への意見  
広告の拡大コピー、昨年九月四日のデモの  
拡大写真、「あやまれそしてつぐなえ」「  
ごまかしの民間基金に反対」のゼッケン等  
のアピールグッズに目を止め、マイクの訴  
えに耳を傾け、コンパクトな四つ折りのチ  
ラシをよく受け取ってくれました。街宣車  
は「元『従軍慰安婦』に国の責任で謝罪と  
補償をせよ！」の幕を張って、天神界隈に  
「民間基金」反対の言葉を鳴り響かせまし  
た。

参加者は十五名、用意した二千枚近いチ  
ラシは予定の二時間前になくなり反響は上々  
でした。夕方のニュースでKBCテレビが  
報道し、統一日報に記事がのりました。

## 下関で

五月十五日、第九回口等弁論終了後、下  
関市内を約一時間デモ行進しました。女子勤労  
挺身隊だった朴SOさん、柳Tさん、朴  
SUさんの三人の原告と釜山挺対協の会長  
釜文淑さんは、すべての道程を先頭で歩か  
れました。五一年前女子勤労挺身隊として  
日本に連行され、初めて降り立った下関の  
地でデモをしたことは感慨深いものがあっ  
たでしょう。

私達の主張を三枚の横断幕と三五本のプ

ラカード、二十枚のゼッケンに託して約六  
十人がデモ行進しました。

「国の責任で謝罪と個人補償を！」「日  
本政府は民間に責任を転嫁するな」とマイ  
クで語り、力強いシュプレヒコールが静か  
な下関の街にアピールし続けました。道行  
く人や家から出てきた人達にビラを渡して  
行きました。翌日、各紙が写真入りで大き  
く報道してくれました。

## 福岡

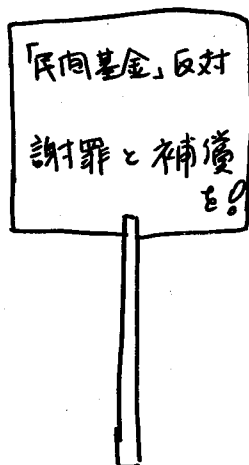
「民間基金」反対六・一八集會に  
ご参加を！

街頭アピール行動の第三弾として「日本  
軍『慰安婦』への、ごまかしの『民間基金』  
に反対する六・一八集會」を予定していま  
す。

冒頭に述べた通り、戦後五十年国会決議  
のゆくえは混沌としています。

五月二九日、日本武道館において、第二  
次世界大戦中の日本の軍事行動がアジア諸  
国の独立の契機となったという考えに基づ  
く「アジア共生の祭典」が一人規模で開  
かれようとしています。この祭典は日本遺  
族会、神社本庁等で組織する戦後五十年  
国民委員会」が企画し自民党の「終戦五十

周年国会議員連盟」、新進党の「正しい歴  
史を伝える国会議員連盟」が後援していま  
す。こうした事態に対して中国は、「侵略  
の事実を否定されては引き下がるわけには  
いかない」と不信感を募らせています。韓  
国も過去の問題に対する日本の姿勢に注目  
し、日本の本音を図る尺度として、国会で  
の決議問題に目を注いでいます。国会決議  
で必要なのは謝罪と戦後補償に取組む決意  
です。歴史の生き証人であるアジアの戦争  
被害者達を見殺しにしてきた戦後五十年の  
戦後責任こそが国会でそして私たち一人一  
人に問われているのではないのでしょうか。  
ごまかしの「民間基金」で戦後責任の幕  
引きを図る政府の企みを許さないために「  
民間基金」を白紙撤回に追い込みましょう。  
「民間基金」反対の運動は全国で盛り上がっ  
ています。北九州においても「公式謝罪と  
戦後補償のない『戦後五十年』の決着を許  
すな六・四市民集會」が予定されています。  
福岡に於ける六・一八集會とデモに多数の  
ご参加を訴えます。



# 第九回口頭弁論報告



落△口道夫  
森田喜之

去る五月十五日(月)、第九回口頭弁論が山口地裁下関支部で行われた。今回は原告の朴SJさん、柳Tさん、朴SJさんの三人と、釜山挺対協会長の金文淑さんが来日され、裁判に参加された。

今回は、①原告が準備書面を提出した、②被告である国が準備書面を提出した、③弁護士が女子勤労挺身隊の資料を開示するよう国に要求した。

## ①原告の準備書面

(1) 被告は、「過去の日本の違法行為について損失補償を請求するのは適用範囲外である」と主張する。しかし、現憲法も明治憲法も、違法行為に基づく損失補償を排斥してはいない。

(2) 明治憲法の下における損失補償制度について

(ア) 被告は、「明治憲法下の学説からす

れば、明治憲法第二十七条を根拠に補償請求権は発生しない」と主張する。しかし、法の解釈はその法の適用時の解釈に基づくべきである。したがって、補償立法が存在しなくても明治憲法第二十七条を根拠に直接補償請求権が発生する。

(イ) 同様に被告は、明治憲法下の学説に基づいて「国家無責任の原則」を主張する。しかし、これにはあたらない。

(ウ) 被告は「損失補償は極めて控えめに、かつ、限定的な場合については適用する可能性があるにすぎない」と主張する。しかし、本件は、多大の犠牲を朝鮮人に強いたものであり、かつ、敗戦後五十年経た現在もなお原告らに謝罪と補償がなされていないという極めて限定的な場合である。

(エ) 裁判所には救済法的観点も取り込んだ判断を下すことが求められる。

(オ) 被告は「明治憲法下では生命・身体に対する損失補償ということ自体が考えられていない」と主張する。しかし、財産権

侵害に対して補償があるならば、生命・身体への侵害に対して補償があるのは当然である。

## ②被告の準備書面

永野法相(当時)が「従軍慰安婦は当時の公娼」と発言したことに対し、昨年六月二十日の第五回口頭弁論の準備書面で山崎弁護士は、この発言は従軍慰安婦に対する人権侵害ではないか、と被告に謝罪を求めた。これに対し、今回提出された準備書面で被告は概略次のように答えている。

元法相の「従軍慰安婦」公娼」発言は、従軍慰安婦「一般」に対して行ったものであり、特定の従軍慰安婦一人一人に対して行ったわけではない。従ってこの発言は一人一人の名誉を侵すものではない。

報告集会での李弁護士の解説によれば、この反論は極めて幼稚なものであり、当の国も面はゆい思いで提出したものだろう、ということである。また、韓国の元「従軍慰安婦」はこの発言によって大変に傷つき、名誉を侵され、韓国世論の大反発が起こった経緯がある。この事実だけを見ても、今回の被告の返答は詭弁でしかないことは明らかであろう。これについてはさらに反論

をしてゆくことになっている。

### ③弁護士が女子勤労挺身隊の資料開示を国に要求

山本弁護士は女子勤労挺身隊の資料を開示することを被告に求めた。女子勤労挺身隊の歴史的事実を掘り起こすには、現在のところ、勤労に従事させられた本人からの聞き取り調査による以外方法がないため、把握できる史実は個人的な範囲のものに限られている。女子勤労挺身隊の全体像（すなわちその決定過程、規模等）を説明するためには国が所持している資料を調査する以外ない。関釜裁判は、女子勤労挺身隊について国の責任を問う唯一の裁判であり、裁判の意義は、女子勤労挺身隊の歴史的事実の全体像を説明していくことにもある。山本弁護士は判決の内容を度外視しても、国は資料を開示すべきだと要求した。裁判長も「この要望については被告はご検討くださるよう」ということであつたので、次回以降の行方を見守りたい。

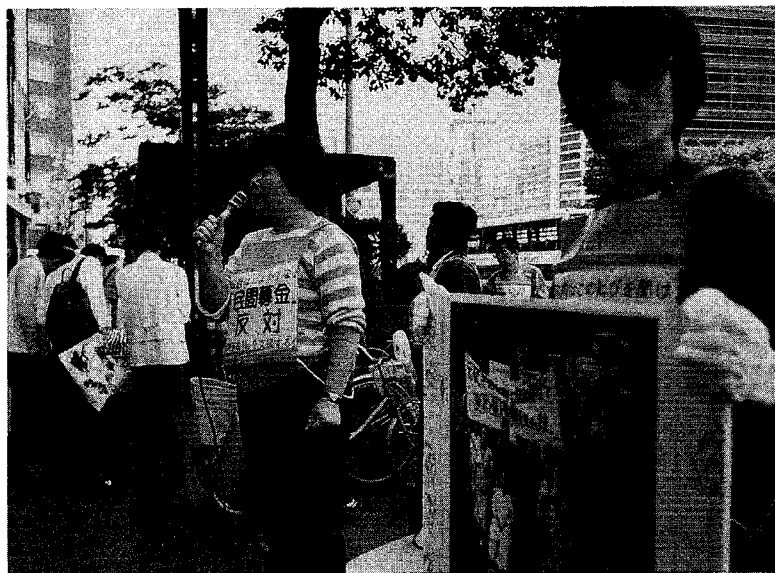
審理は、山崎弁護士による準備書面の説明、山本弁護士による資料開示要求などがあつたため、二十五分ほどであつた。予想以上に内容のある裁判であつたと思う。傍聴

者は、法廷が満員になる四十八人で、入廷できなかった人も五人出た。下関市、山口市、北九州市、筑豊、福岡市などから支援者が集まつた。

口頭弁論に引き続き、街頭デモを行った（詳しくは一頁参照）。

その後、下関バプテスト教会で報告集会が行われた。山崎弁護士・李弁護士による裁判の解説の後、関釜裁判を支援する会の花房事務局長から「民間基金」と「戦没者追悼決議」に反対しようとのアピールがなされた（「民間基金」と「戦没者追悼決議」については、詳しくは本紙第九号参照）。

報告集会には四十人が参加した。裁判傍聴者（五十三人）のほとんどが、帰ることなくデモ・報告集会にも参加していることに、支援者の熱意の強さを感じた。



天神 岩田屋前での街頭行動  
(4月23日)

読んでみよんか？  
「従軍慰安婦」(吉見義明著)  
岩波新書  
資料に基づいて整理された  
わかりやすい本です。

元女子勤労挺身隊

柳 T さん  
 朴 SO さん  
 朴 SU さんと語る。

カトリック大名町教会 佐田一兵

五月十四日(日)午後二時から大名町教会で、福岡地区カトリック正義と平和協議会の今年の活動テーマ「シリーズ『戦後五十年』を考える」の第二回目として、女子勤労挺身隊であった三人の韓国人、柳 T さん、朴 SO さん、朴 SU さんと語らいの場を持つことが出来ました。三人のお話を聞いて、当時のいきさつとして、共通点がありました。それは当時数え年で十二、十三才ということもありますが、村長さんや学校の先生から甘い言葉で誘われたということです。日本に行けば生け花、裁縫を習うことが出来、又女学校を卒業することが出来ることを写真やスライドを見せられながら薦められ、とても嬉しかったそうです。成績の良い生徒から選ばれた為に本人たちも親の反対を押し切って日本へ行く事に希望を持っておられたそうです。又先生の言う事は神様の言うことと信じ、天皇陛下の為に働けると思ったという言葉には内鮮一

体という当時の雰囲気を感じられました。しかし、日本に着いたら習いごとはたった一回だけしかなく、後は労働力の不足を補うために当時、男子がしていた仕事を十分な食事も与えられることなくさせられ、とても酷使されたそうです。一日中立ちっぱなしの仕事、個人行動は一切禁止で団体行動だけ、監禁と同じような生活を強いられ

た話には、通訳の若い李銀鮮さんの目にも涙がひかりました。その当時の働きに対して賃金もいまだ未払いのため現在、裁判をおこなっています。しかし三人はお金の問題ではないことを強調されていました。その事が何を言わんとしていいるかは誰にでも分かる事です。

私も三人が現在、裁判されておられるのを聞いていたので最初は緊張しましたが、ゆっくりお話をしている内に人の良いおばさん(おばあちゃん?)と話をしていることに気がつきました。「日本人に恨みはありませんか?」との参加者の質問に対して、朴順福さんは「全然ありません。何も分らないで日本に連れて来られたのですから」と答えておられました。集まりの後のお茶の席で、朴 SU さんが「私は今でも自分を日本人だと思っています。歌が好きで、今の韓国の歌は知らないが、日本の当時の歌

はたくさん歌える」と話されていたのが印象的でした。

当日は三十人ぐらいの方が、熱心に話を聞きました。集会の準備、当日の司会をなさっていただいた佐田さんから投稿をしていただきました。



5/14 大名カテドラルにて 撮影 佐田さん  
 右から金文淑さん、朴 SU さん、柳 T さん  
 朴 SO さん。 5

# 原告滞在記

新緑が目まぶしい五月十二日午後一時半、原告団は福岡空港に到着。

朴SOさんは五度目、柳Tさんは四度目、朴SUさんは三度目、金文淑さんは数知れずの来日です。

提訴ではじめて来日されてから二年半。原告団をお迎えするのは八度目になります。が、長かったような、短かったような：

(早く解決してほしいと願う原告たちにとっては、あまりにも長い時間です)。裁判で来日されるたび、日本人といひ出合いをして、彼女たちが少しでも癒されてほしいと生気なようです。願ってききました。今回も祈りにも似た思いでそのことを強く願ってしました。

しかし皆が帰国されて、若干の疲れの中で、空虚というか、寂しい思いに浸っていると、癒されていたのはこちらのほうではないかと感じさせられます。四泊五日全行動を共にするという濃密な接し方を初めてしたので、今はとても整理することができません。

朝の散歩のとき、野草を摘んできて食べ方を教えてもらいました。体の弱ったとき

の韓国式おかゆの作りかたも。体を温める薬草茶の作り方も。

一緒に二日市の温泉に入ってくつろいでいると、今まで「お母さん」のように思っていた彼女たちが「お姉さん」のように思えてきてそう言ったら、朴SOさんが喜んで「妹よ」を連発していました。

彼女たちの生活の知恵の一端を聞きかじりながら、働き者で賢い「女性」の姿が見えてきました。そう！魅力的な女性たちです。こちらが真心をもって接すると、あふれるほどの愛情を注いでくれます。

日本に住むたくさんの人が彼女たちといひ出合いをしてくれることを願ってやみません。

足を痛めていたのに下関でのデモを最後まで、先頭で歩かれた釜山挺対協会長・金文淑さんは、かばん一杯の資料を持って帰国されました。朝鮮で一九四四年頃発行されていた新聞を調べること等たくさんの宿題を自分に課されたのです。挺身隊問題の真相究明にかける執念を感じさせられました。



(花房恵美子)



大濠公園にて



福岡城址にて

難航する従軍慰安婦問題

村山首相が戦後処理の象徴として掲げ、従軍慰安婦問題の解決を目指して打ち出した「民間基金」構想の年内実施に黄信号が点灯し始めた。

政府はこの構想を早期に実現するため、四月の募金スタートを旨指していたが、最大の協力団体と頼んでいた日本赤十字社が「国内外の支持が得られていない」と難色を示し、韓国など関係各国も民間任せにしている。基金構想に強き反発。元慰安婦に一時金を年内に支給するという当初計画は絵にかいた餅(もち)になりかねない状況だ。

元慰安婦への「連帯する」という「中国外交筋」を戦後五十周年の節目の最大の事業と位置付けた首相にとり、大きな課題といえる。

根回しも必要

今日十日、村山首相は出身母体の自治労の後援委員長を官邸に招いた。首相「連帯を説得し、募金活動に協力する体制をつくらねばならない。さうか」



営資金と、女性の人権擁護活動などに取り組んでいる非政府組織(NGO)にも補助金を支出する方針を決めた。これに対し、韓国やアメリカの元慰安婦は一斉に「日本政府は責任の所在をあいまいにしていく」と批判。目立った動きを見せなかった中国でも、高官が「民間賠償権は否定しない」とし、元慰安婦らが日本側に謝罪

民間基金

構想に黄信号

後藤氏「直された」「賛成」局との厳しい立場を貫き、根回しにも必要としている。政府はアジア各国との国家間の賠償問題は基本的に終わっているとの立場。このため昨年末、国民の募金で元慰安婦に一時金を支給するという議員との懸念が拡大。頭を抱えた政府は、女性の人権擁護活動を展開中

頭抱える官邸

後藤氏は簡単に官憲統に振らなかつた。首相の思惑通りに事が進まなかつたのは、自治労が元慰安婦問題について「政府が補償するのが筋(国際)

「責任の所在あいまい」



ソウルで開催された従軍慰安婦問題アジア連帯会議 =1995年2月= (共同)

のNGOに対する補助事は終わっているため、民間基金による方法しかありませぬ。せび、その代などの検討に着手した。表に就任していただきた。それでも「実質的な政府補償につながる」官邸として、政府資金に仲間に相談しなければ

今後も応じない構えだ。四月中旬、外務省議室の谷野作太郎室長は、故張は張たりがあり、その三木元首相の睦子夫人を都内の私邸に訪ねた。募として、要請を固辞する金活動を国民に訴える。一呼び掛け人への就任。五十嵐官房長官は二元要請だった。慰安婦の方々に誠意を示すにはこの方法しか

アジア各国の反発やまず

い」と繰り返し強調するが、睦子夫人のいう「隔たり」や「溝」が埋まら見込みはない。

日本へ不信感

政府が一時金支給の窓口と想定している各国の赤十字組織も「われわれの組織が関与する性格のものではない」「大韓赤十字社」と冷ややか。

韓国大使館筋と指摘。戦後五十周年の国会決議問題が与野党間で政争の具となつていくことも絡み、日本への不信感を募らせている。

今後、元慰安婦の確証作業を進めるためには各国の協力が不可欠。だが、国会決議が不調で終わった場合、態度を硬化させる国も出てきかねない。基金構想の行方は、「限界」がらうきだした村山政権の前途とともに不透明になつてきた。

# 裁判を傍聴しましょう

第10回口頭弁論  
95年8月21日(月)  
午後1時15分より

戦後補償法の立法不作為にたいする国の賠償責任を、敗戦直後の国会における「戦争責任決議」から論証します。

敗戦50周年目の戦後補償裁判に、多数の方のご参加を!



なお、傍聴のための抽選整理券は、1時間前より配られます。早めにお越しください。

## 山口地裁下関支部

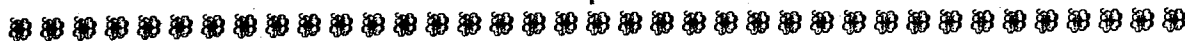
下関市上田中町8-2-2  
0832-22-4076

JR山陽本線下関駅から北浦線(または東駅を通るバス)山之口下車  
自動車の場合は椋野(むくの)トンネル付近で尋ねること

福岡の人は車で一緒に行きましょう。

集合場所:九州キリスト教会館

集合時間:午前10時15分



## 関釜裁判を支援する会・活動日誌(9)

1995年

- 4月23日 「民間基金」反対の街頭宣伝(西鉄福岡駅前にて、1500枚ビラまき)
- 4月25日 福岡県知事に8月15日の戦没者追悼式を主催せず、公金を支出しないよう46団体で申し入れ。
- 5月9日 第25回定例会(賛同10団体と共に6・18集会への取り組みについて)
- 5月11日 会報編集会議
- 5月12日 金文淑さんと原告3人第9回口頭弁論のため来福
- 5月14日 元女子勤労挺身隊・柳Tさん、朴SOさん、朴SUさんを囲んで。(大名カテドラルにて、福岡地区カトリック正平協主催・30人参加)
- 5月15日 第9回口頭弁論その後下関市内デモ(参加60人)
- 5月20日 「あの戦争は何だったのか? 日本の侵略展・福岡」結成集会。(関釜裁判を支援する会、呼びかけ団体に)
- 5月22日 8月15日集会の実行委員会に参加
- 5月27日 会報編集作業
- 6月3日 会報10号発行

メニタイ  
明太がっばやく9

★ 手東柱(マンドリン)の詩を読むサークルに参加しています。彼が死んだこの地で(戦前に福岡の刑務所で獄死)手東柱の詩を読み解くという事に、因縁めいたものを感じています(Ys)

◆ 500の手習い。7-700で少しは仕事したい。定例会のレシキ。2時から7-700で作れるのかな?(後)

6月18日 13時30分より  
大名カテドラル 4F

「民間基金」に反対  
する6・18集会

◆ 講演  
鈴木裕子さん 「民間基金」について  
奥村悦夫さん 「追悼・感謝決議」について

◆ 参加費 600円

於キリスト教会館  
次回定例会 6月13日(火) 19:00~